平成２７年（再イ）第２８号
北九州市小倉北区大田町14番15―104号
再生債務者　篠原　達也
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年８月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年８月27日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（再イ）第６８号
横浜市栄区桂町728番地１　セルディ本郷台302
再生債務者　宮坂　　誠
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年８月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年８月28日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（再イ）第６７号
兵庫県西宮市上ケ原九番町２番122号
再生債務者　落合　章司
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年８月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年８月26日　神戸地方裁判所尼崎支部

平成２７年（再イ）第７５号
名古屋市昭和区塩付通３丁目２番地
再生債務者　津守　　淳
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年８月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年８月27日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（再イ）第９号
愛知県一宮市昭和２丁目５番２―606号　昭和住宅
再生債務者　亀井　保孝
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年８月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年８月27日
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（再イ）第１４号
大阪府岸和田市神須屋町406番地の１
再生債務者　竹内　晋作（旧姓小南）
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年８月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年８月27日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

平成２７年（再イ）第９号
兵庫県西宮市丸橋町８番11号
再生債務者　勝部　真矢
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年８月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年８月27日　神戸地方裁判所尼崎支部

平成２７年（再イ）第１４号
兵庫県尼崎市南塚口町３丁目15番23―204号
再生債務者　中道　良太
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年８月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年８月27日　神戸地方裁判所尼崎支部

平成２７年（再イ）第１４号
熊本市東区下南部３丁目２番78―201号ゆとりす下南部
再生債務者　東　　直子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年８月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年８月28日
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（再イ）第２３号
大阪府泉南市男里１丁目24番地の20
再生債務者　藤田　岳仁
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年８月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年８月28日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

平成２６年（再イ）第２８号
兵庫県尼崎市田能３丁目23番10号
再生債務者　曽我　力樹
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年８月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年８月28日　神戸地方裁判所尼崎支部

平成２７年（再イ）第２５号
兵庫県西宮市高須町１丁目１番11―653号
再生債務者　南野　正男
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年８月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年８月28日　神戸地方裁判所尼崎支部

平成２７年（再ロ）第１号
香川県高松市紙町443番地４
再生債務者　山口　嘉美（旧姓辻）
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年８月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年８月28日
高松地方裁判所民事部破産・再生係

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部公告第13号

東京都市計画晴海三丁目西地区第一種市街地再開発事業に係る権利変換計画の変更について、都市再開発法（昭和44年法律第38号）第86条第１項の規定に基づき、下記のとおり公告する。
平成27年９月９日
独立行政法人都市再生機構
東日本都市再生本部
本部長　新居田滝人
記
1　第一種市街地再開発事業の名称
東京都市計画晴海三丁目西地区第一種市街地再開発事業
2　施行者の名称
独立行政法人都市再生機構
3　事務所の所在地
東京都中央区晴海一丁目８番12号
4　権利変換計画に係る施行地区に含まれる地域の名称
東京都中央区晴海三丁目の一部
5　権利変換計画の認可を受けた年月日
平成18年８月10日
6　権利変換計画について軽微な変更をした年月日
平成27年８月25日
以　上

第37回（平成27年度）エネルギー管理士試験合格者

エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則（昭和59年通商産業省令第15号）第31条の規定により、第37回（平成27年度）エネルギー管理士試験の合格者の受験番号を試験地ごとに次のとおり公示します。
平成27年９月９日
指定試験機関
一般財団法人省エネルギーセンター
会長　藤　　洋作

〔札幌市〕

5110002	5110004	5110009	5110010	5110011
5110015	5110016	5110019	5110028	5110034
5110046	5110050	5110071	5110086	5110093